京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第80号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第4項を同条第6項とし、同条第3項第1号中「滞納処分に係る」の右に「取立てにより給付を受ける金銭(収納機関(特徴金融機関を除く。)への払込み及び出納員による領収が困難であると認められる場合に限る。)又は」を加え、「(期日入札(定められた公売の日時及び場所において入札書を提出する入札をいう。)に係るものに限る。)」を削り、同項第2号中「第100条第4項第1号」を「第100条第6項第1号」に改め、

「公売保証金」の右に「(期日入札(定められた公売の日時及び場所において入札書を提出する入札をいう。)に係るものに限る。)」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 会計管理者は、市税事務所納税室納税推進課長の職にある出納員に、特別徴収の方法により徴収する個人の市民税又は府民税(いずれも国家公務員の給与所得に係るものに限る。)の収納に関する事務を委任する。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

3 会計管理者は、行財政局総務部総務課ふるさと納税・企業版ふるさと納税担当課長の職にある出納員に、京都みらい夢基金条例又は京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例に規定する寄付金の収納に関する事務を委任する。

第17条第1項中「速やかに」の右に「別に定める事務引継書を作成し、これを」を加え、「関係書類等を」を「関係書類等に添えて、」に、「双方が署名するとともに、後任者は、その旨を文書により当該出納機関に報告しなければ」を「及び後任者と共に署名しなければ」に改める。

第38条第2項中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改める。

第43条の2第5項各号列記以外の部分中「除く。)」の右に「又はその収納金について収納権限を有する出納員」を加える。

第45条第4項を削る。

別表第2 1中第93号を第95号とし、第73号から第92号までを2号ずつ繰り下

げ、第72号を削り、第71号を第73号とし、同号の次に次の1号を加える。

[14] 建設局自転車政策推進室計画調整課長

別表第2 1中第70号を第72号とし、第6号から第69号までを2号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 行財政局資産イノベーション推進室企画課長 別表第2 1第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 行財政局総務部総務課ふるさと納税・企業版ふるさと納税担当課長

別表第4中「第49号 建設局自転車政策推進室自転車企画課長」を「第49号 建設局自転車政策推進室計画調整課長」に、「第141号 削除」を「第141号 行財政局総務部総務課ふるさと納税・企業版ふるさと納税担当課長」に、「第143号 削除」を「第143号 行財政局資産イノベーション推進室企画課長」に改める。

第11号様式1中

京都市公金収納受託者
住所

に改める。

١

第15号様式を次のように改める。

第15号様式 削除

第27号様式中「⑩」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(出納員への権限委任に関する特例)

2 会計管理者は、当分の間、この規則による改正後の京都市会計規則第4条第5項の規定にかかわらず、同項に規定する事務を行うことができる。

(会計室)